

沿岸くろまぐろ漁業の承認制について

1. これまでの経緯

- (1) 太平洋クロマグロの資源管理を進めるに当たり、曳き縄や釣りなどの沿岸漁業については、太平洋広域漁業調整委員会指示第12号（平成24年）により届出制を導入し、漁獲実績報告の義務化を行い、その後、隻数の増加を抑制する観点から同指示第17号（平成25年）により届出制から承認制へと移行し、同指示第19号（平成26年）においても承認制を堅持。
- (2) 現行の同指示第19号の有効期間は、平成27年1月1日から平成29年1月31日まで（漁獲実績報告書の提出期間を勘案し有効期間は1月までとなっているが、実質的に12月まで）となっているが、承認制による管理体制の堅持と適時的確な漁獲実績の報告を求める観点から、以下の所要の改善を図った上で、同指示第25号の発出を行う。

2. 太平洋広域漁業調整委員会指示第25号の概要

- (1) 太平洋広域漁業調整委員会指示第19号で承認を受けて沿岸くろまぐろ漁業を現に営んでいる者が、平成29年1月1日から平成30年6月30日までの間に、太平洋において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする場合は承認する。
→ これまで同様、新規承認は行わない。
ただし、同指示第19号で承認を受けている者から当該承認に係る地位を承継し、前述の期間に、太平洋において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする場合は承認する。
- (2) 引き続き漁獲実績報告書の提出を義務付け。また、太平洋クロマグロの漁獲モニタリングとして漁獲量報告がなされた場合は漁獲実績報告書が提出されたものとみなす旨明確化。
- (3) 承認の実質有効期間を太平洋クロマグロの沿岸漁業の管理期間と整合化。
- ・ 現行：1月～12月 （※管理期間：7月～翌年6月）
 - ・ 今回：1月～翌年6月
 - ・ 次回：7月～翌々年6月
- ※有効期間：委員会指示の有効期間は、承認の手続きや漁獲実績報告書の提出の観点から、実質有効期間の前に約2ヶ月、後に1ヶ月の期間を加えて設定。

(参考) 沿岸くろまぐる漁業承認制に係る太平洋広域漁業調整委員会指示第十九号・二十五号(案) 比較表

(下線部分は変更部分)

指 示 案 (第 二 十 五 号)	現 行 (第 十 九 号)
<p>太平洋広域漁業調整委員会指示第二十五号(案)</p> <p>漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十八条第一項の規定に基づき、沿岸くろまぐる漁業について、次のとおり指示する。</p> <p>平成二十八年十一月八日</p> <p>太平洋広域漁業調整委員会 会長 松岡 英二</p> <p>1 定義</p> <p>この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「太平洋」 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)以下「法」という。)第一百条第二項に規定する太平洋</p> <p>(2) 「沿岸くろまぐる漁業」 次に掲げる漁業のいずれにも該当しない漁業であつて、動力漁船によりくろまぐるをとることを目的とする漁業</p> <p>イ 法第六条第三項に規定する定置漁業</p>	<p>太平洋広域漁業調整委員会指示第十九号</p> <p>漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十八条第一項の規定に基づき、沿岸くろまぐる漁業について、次のとおり指示する。</p> <p>平成二十六年十一月二十七日</p> <p>太平洋広域漁業調整委員会 会長 松岡 英二</p> <p>1 定義</p> <p>この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「太平洋」 漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)第二十七条に定める太平洋</p> <p>(2) 「沿岸くろまぐる漁業」 次に掲げる漁業のいずれにも該当しない漁業であつて、動力漁船によりくろまぐるをとることを目的とする漁業</p> <p>イ 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)以下「法」という。)第六条第三項に規定する定置漁業</p>

- ロ 法第六条第五項に規定する共同漁業
- ハ 法第七条に規定する入漁権に基づき営む共同漁業
- ニ 法第五十二条第一項に規定する指定漁業
- ホ 特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成六年農林水産省令第五十四号）第一条第二項に規定する特定大臣許可漁業又は同条第三項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる漁業

- ヘ 法第六十六条第二項に規定する漁業
- ト 別表1の上欄に掲げる都道における下欄に掲げる漁業

2 操業の禁止

平成二十九年一月一日から平成三十年六月三十日までの間に、太平洋において、沿岸くるまぐる漁業を営んではならない。ただし、3及び4の規定による太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたときは、この限りでない。

3 操業の承認

(1) この指示の有効期間の開始の日の前日（平成二十八年十一月

- ロ 法第六条第五項に規定する共同漁業
- ハ 法第七条に規定する入漁権に基づき営む共同漁業
- ニ 法第五十二条第一項に規定する指定漁業
- ホ 法第六十五条第一項及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第一項に基づく特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成六年農林水産省令第五十四号）第一条第二項に規定する特定大臣許可漁業若しくは同条第三項第一号、第三号若しくは第四号に規定する届出漁業
- ヘ 法第六十六条第二項に規定する漁業
- ト 別表1の上欄に掲げる都道における下欄に掲げる漁業

2 操業の禁止

平成二十七年一月一日から平成二十八年十二月三十一日の間に、太平洋において、沿岸くるまぐる漁業を営んではならない。ただし、この指示の有効期間の開始の日の前日（平成二十六年十二月三十一日）において、現に太平洋広域漁業調整委員会指示第十七号の2の第一号又は3の第二号若しくは第四号の規定に基づく太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けて沿岸くるまぐる漁業を営んでいる者（以下「現承認者」という。）は、この指示の規定に基づき、当該漁業を営むことができる。

3 操業の承認

(1) 現承認者は、平成二十七年一月一日から平成二十八年十二月

七日)において、太平洋広域漁業調整委員会指示第十九号3の

(1)の規定による委員会の承認を受けて(同指示3の(2)の規定により承認を受けたものとみなされる場合を含む。)沿岸くろまぐる漁業を現に営んでいる者(以下「旧承認者」という。)は、平成二十九年一月一日から平成三十年六月三十日までの間に、太平洋において、沿岸くろまぐる漁業を営もうとする場合には、使用する船舶ごとに、平成二十八年十二月七日までに申請して、委員会の承認を受けることができる。

(2)平成二十八年十二月七日までに旧承認者から当該承認に係る地位を承継して、太平洋において、沿岸くろまぐる漁業を営もうとする者は、旧承認者に代わって、(1)の規定による承認を受けることができる。

(3)(1)の規定による承認の申請は、別記様式第一号及び第一号の二による承認申請書(以下「申請書」という。)に、漁船法(昭和二十五年法律第七十八号)第十条第一項の規定による登録の謄本(以下「原簿謄本」という。)を添えて委員会に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付を省略することができる。

(4)(1)の規定による承認の申請は、申請者の住所の所在地の都道県区分に応じ、別表2の下欄に掲げる委員会事務局(以下「事務局」という。)に提出して行うものとする。別表2の上欄に

三十一日の間に、太平洋において、沿岸くろまぐる漁業を営もうとする場合には、使用する船舶ごとに、委員会の承認を受けなければならない。

(2)前号の規定にかかわらず、委員会は、現承認者について、前号の承認を受けた者とみなすことができる。ただし、現承認者から別段の申出があつた場合はこの限りではない。

(新設)

(新設)

掲げる都道府県以外の府県に住所を有する申請者は、主たる操業海域の属する都道府県の区分に応じ、同表の下欄に掲げる事務局に提出するものとする。

4 承認証の交付と変更の承認

- (1) 委員会は、3の(1)の承認をしたときは、その承認者(一)2)の規定による変更の承認を受けた者を含む。以下「現承認者」という。)に別記様式第二号による承認証を交付する。(4)の規定に基づいてする承認においてもまた同様とする。
- (2) 現承認者は、申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、別記様式第三号及び第三号の二に、現に所持している承認証を添えて、委員会に変更の申請をし、その承認を受けなければならぬ。
- (3) (2)の規定による変更の申請が船名又は船舶総トン数の変更に係るものであるときは、原簿謄本を添えなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、申請に当たり、原簿謄本の添付を省略することができる。
- (4) 委員会は、現承認者から、当該承認の期間中に、当該承認に係る地位を承継しようとする者が当該承認の承継の申請をした
- (3) 委員会は、第一号の承認をしたときは、その現承認者に別記様式第一号による承認証を交付する。次号及び第六号の規定に基づいてする承認においてもまた同様とする。
- (4) 前号の規定により承認証の交付を受けた者は、申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、別記様式第二号に、現に所持している承認証を添えて、委員会に変更の申請をし、その承認を受けなければならない。
- (5) 前号に基づく変更の申請が船名又は船舶総トン数の変更に係るものであるときは、漁船法(昭和二十五年法律第七十八号)第十条による漁船原簿の謄本(以下「原簿謄本」という。)を添えなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、同条に規定する登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、申請に当たり、原簿謄本の添付を省略することができる。
- (6) 委員会は、第一号の承認を受けた者(第四号の規定により変更の承認を受けた者を含む。以下「旧承認者」という。)から

際は、これを承認しなければならない。

(5) (4)の規定による承認の承継の申請をしようとするときは、別記様式第一号及び第一号の二による承認申請書に、現承認者が現に所持している承認証、別記様式第四号による廃業届及び原簿謄本を添えて委員会に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、申請に当たり、原簿謄本の添付を省略することができる。

(6) 現承認者は、当該漁業を廃止するときは、速やかに、別記様式第四号による廃業届に、現に所持している承認証を添えて、委員会に届け出なければならない。

(7) (2)及び(4)の申請並びに(6)の届出は、申請者又は届出者の住所の所在地の都道府県の区分に応じ、別表2の下欄に掲げる事務局に提出して行うものとする。ただし、別表2の上欄に掲げる都道府県以外の府県に住所を有する申請者又は届出者は、主たる操業海域の属する都道府県の区分に応じ、同表の下欄に掲げる事務局に提出するものとする。

、当該承認の期間中に、当該承認に係る地位を承継しようとする者が当該承認の承継の申請をした際は、これを承認しなければならない。

(7) 前号の承認の承継の申請は、別記様式第三号及び第三号の二による承認申請書に、旧承認者が現に所持している承認証、別記様式第四号による廃業届及び原簿謄本を添えて行うものとする。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条に規定する登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、申請に当たり、原簿謄本の添付を省略することができる。

(8) 旧承認者は、当該漁業を廃止するときは、第六号の規定により当該承認に係る地位が承継される場合を除き、速やかに、別記様式第四号による廃業届に、現に所持している承認証を添えて、委員会に届け出なければならない。

(9) 第四号及び第六号の申請並びに前号の届出は、申請者の住所の所在する都道府県ごとに、別表2の上欄に掲げる都道府県の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる委員会事務局（以下「事務局」という。）に提出して行うものとする。

(10) 前号の場合において、別表2の上欄に掲げる都道府県以外の道府県に住所を有する申請者は、主たる操業海域について、同表の上欄に掲げる都道府県の区分に応じ、当該都道府県の海域を管轄する事務局に提出するものとする。

5| 漁獲実績報告書

(1) 3の(1)又は4の(2)若しくは(4)の承認を受けた者は、当該承認に係る漁業について、別記様式第五号及び第五号の二による漁獲実績報告書を提出しなければならない。

(2) (1)の規定にかかわらず、太平洋クロマグロの漁獲モニタリングとして別に水産庁通知で定める漁獲量報告手法に従って報告がされた場合には、前号の規定に従って漁獲実績報告書が提出されたものとみなす。

6| 承認証の再交付の申請

承認を受けた者は、承認証を亡失し、又はき損したときは、別記様式第六号を事務局へ提出し、その再交付を受けなければならない。

7| 承認の取消し

委員会は、承認を受けた者が、法第六十八条第四項で準用する法第六十七条第十一項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合は、承認を取り消し、当該取消しを受けた者は、速やかに、その承認証を事務局に返納しなければならない。

8| 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十八年十一月八日から平成三十年

4| 漁獲実績報告書

3の第一号、第四号又は第六号の承認を受けた者は、当該承認に係る漁業について、別記様式第五号及び第五号の二による漁獲実績報告書を提出しなければならない。

(新設)

5| 承認証の再交付の申請

承認を受けた者は、承認証を亡失し、又はき損したときは、別記様式第六号を事務局へ提出し、その再交付を受けなければならない。

6| 承認の取消し

委員会は、承認を受けた者が、法第六十八条第四項で準用する法第六十七条第十一項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合は、承認を取り消し、当該取消しを受けた者は、速やかに、その承認証を事務局に返納しなければならない。

7| 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十七年一月一日から平成二十九年

七月三十一日までとする。

9| その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会が別に定めるところによる。

別表1 省略
別表2 省略

一月三十一日までとする。

8| その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会が別に定めるところによる。

別表1 省略
別表2 省略

太平洋広域漁業調整委員会指示第二十五号（案）

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十八条第一項の規定に基づき、沿岸くろまぐる漁業について、次のとおり指示する。

平成二十八年十一月八日

太平洋広域漁業調整委員会 会長 松岡 英二

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「太平洋」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第一百十条第二項に規定する太平洋

(2) 「沿岸くろまぐる漁業」 次に掲げる漁業のいずれにも該当しない漁業であつて、動力漁船によりくろまぐるをとることを目的とする漁業

イ 法第六条第三項に規定する定置漁業

ロ 法第六条第五項に規定する共同漁業

ハ 法第七条に規定する入漁権に基づき営む共同漁業

ニ 法第五十二条第一項に規定する指定漁業

ホ 特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成六年農林水産省令第五十四号）第一条第二項に規定する特定大臣許可漁業又は同条第三項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる漁業

ヘ 法第六十六条第二項に規定する漁業

ト 別表1の上欄に掲げる都道における下欄に掲げる漁業

2 操業の禁止

平成二十九年一月一日から平成三十年六月三十日までの間に、太平洋において、沿岸くろまぐる漁業を営んではならない。ただし、3及び4の規定による太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたときは、この限りでない。

3 操業の承認

(1) この指示の有効期間の開始の日の前日（平成二十八年十一月七日）において、太平洋広域漁業調整委員会指示第十九号3の(1)の規定による委員会の承認を受けて（同指示3の(2)の規定により承認を受けたものとみなされる場合を含む。）沿岸くろまぐる漁業を現に営んでいる者（以下「旧承認者」という。）は、平成二十九年一月一日から平成三

十年六月三十日までの間に、太平洋において、沿岸くろまぐる漁業を営もうとする場合には、使用する船舶ごとに、平成二十八年十二月七日までに申請して、委員会の承認を受けることができる。

(2) 平成二十八年十二月七日までに旧承認者から当該承認に係る地位を承継して、太平洋において、沿岸くろまぐる漁業を営もうとする者は、旧承認者に代わって、(1)の規定による承認を受けることができる。

(3) (1)の規定による承認の申請は、別記様式第一号及び第一号の二による承認申請書（以下「申請書」という。）に、漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）第十条第一項の規定による登録の謄本（以下「原簿謄本」という。）を添えて委員会に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付を省略することができる。

(4) (1)の規定による承認の申請は、申請者の住所の所在地の都道県区分に応じ、別表2の下欄に掲げる委員会事務局（以下「事務局」という。）に提出して行うものとする。別表2の上欄に掲げる都道県以外の府県に住所を有する申請者は、主たる操業海域の属する都道県の区分に応じ、同表の下欄に掲げる事務局に提出するものとする。

4 承認証の交付と変更の承認

(1) 委員会は、3の(1)の承認をしたときは、その承認者(2)の規定による変更の承認を受けた者を含む。以下「現承認者」という。）に別記様式第二号による承認証を交付する。(4)の規定に基づいてする承認においてもまた同様とする。

(2) 現承認者は、申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、別記様式第三号及び第三号の二に、現に所持している承認証を添えて、委員会に変更の申請をし、その承認を受けなければならない。

(3) (2)の規定による変更の申請が船名又は船舶総トン数の変更に係るものであるときは、原簿謄本を添えなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、申請に当たり、原簿謄本の添付を省略することができる。

(4) 委員会は、現承認者から、当該承認の期間中に、当該承認に係る地位を承継しようとする者が当該承認の承継の申請をした際は、これを承認しなければならない。

(5) (4)の規定による承認の承継の申請をしようとするときは、別記様式第一号及び第一号の二による承認申請書に、現承認者が現に所持している承認証、別記様式第四号による廃業届及び原簿謄本を添えて委員会

に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、申請に当たり、原簿謄本の添付を省略することができる。

(6) 現承認者は、当該漁業を廃止するときは、速やかに、別記様式第四号による廃業届に、現に所持している承認証を添えて、委員会に届け出なければならぬ。

(7) (2) 及び (4) の申請並びに (6) の届出は、申請者又は届出者の住所の所在地の都道府県の区分に応じ、別表2の下欄に掲げる事務局に提出して行うものとする。ただし、別表2の上欄に掲げる都道府県以外の府県に住所を有する申請者又は届出者は、主たる操業海域の属する都道府県の区分に応じ、同表の下欄に掲げる事務局に提出するものとする。

5 漁獲実績報告書

(1) 3の(1)又は4の(2)若しくは(4)の承認を受けた者は、当該承認に係る漁業について、別記様式第五号及び第五号の二による漁獲実績報告書を提出しなければならない。

(2) (1)の規定にかかわらず、太平洋クロマグロの漁獲モニタリングとして別に水産庁通知で定める漁獲量報告手法に従って報告がされた場合には、前号の規定に従って漁獲実績報告書が提出されたものとみなす。

6 承認証の再交付の申請

承認を受けた者は、承認証を亡失し、又はき損したときは、別記様式第六号を事務局へ提出し、その再交付を受けなければならない。

7 承認の取消し

委員会は、承認を受けた者が、法第六十八条第四項で準用する法第六十七条第十一項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合は、承認を取り消し、当該取消しを受けた者は、速やかに、その承認証を事務局に返納しなければならない。

8 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十八年十一月八日から平成三十年七月三十一日までとする。

9 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会が別に定めるところによる。

別表1

都道名	漁業名
東京都	かつお・まぐろ漁業（知事許可）
北海道	まぐろはえなわ漁業（海区承認）

別表2

都道県名	委員会事務局及び所在地
北海道	仙台漁業調整事務所 （〒983・0842 宮城県仙
青森県	台市宮城野区五輪1・3・15仙
岩手県	台第3合同庁舎8階）
宮城県	
福島県	
茨城県	
千葉県	水産庁本庁 （〒100・8907 東京都千
東京都	代田区霞が関1・2・1）
神奈川県	
静岡県	
愛知県	
三重県	
和歌山県	

宮崎県	大分県	愛媛県	高知県	徳島県

様式第一号

沿岸くろまぐろ漁業承認申請書

年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

住所：

氏名（漁協又は法人にあつては、名称、代表者の役職及び氏名）： ㊟

様式第一号の二に記載の者〇〇名が、太平洋広域漁業調整委員会指示に基づく沿岸くろまぐろ漁業について、次のとおり（関係書類を添えて）承認を申請します。

※漁船原簿謄本を提出する場合、下記を記載しないこと。

様式第一号の二に記載された申請者の漁船登録に関する記載事項について、漁船原簿の記載内容と相違がないことを確認した。

年 月 日

確認者：職・氏名 ㊟

沿岸くろまぐる漁業承認証	
承認番号	
住 所	
氏 名	
船 名	
漁 船 登録番号	
承認期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
年 月 日	
太平洋広域漁業調整委員会会長	
	

備考：用紙は、日本工業規格A6とする

様式第三号

沿岸くろまぐろ漁業変更承認申請書

年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

住所：

氏名（漁協又は法人にあつては、名称、代表者の役職及び氏名）： ⑩

年 月 日付けで提出した、沿岸くろまぐろ漁業承認申請書の記載事項に様式第三号の二のとおり変更が生じたので、（関係書類を添えて）申請します。

※漁船原簿謄本を提出する場合、下記を記載しないこと。

様式第三号の二に記載された申請者の漁船登録に関する記載事項について、漁船原簿の記載内容と相違がないことを確認した。

年 月 日

確認者：職・氏名

⑩

様式第三号の二

変更前 変更後	所属漁業 協同組合	所属漁業 協同組合 支所	承認番号	氏名 (法人にあって は、名称及び代 表者の氏名)	申請者住所	使用する船舶			漁業の方法	操業 海域	操業予定 時期	主な水揚げ市場 (又は漁協)	申請者 証明印	備考
						船名	漁船登録 番号	船舶総 トン数	曳き縄・はえ縄 釣り・その他					
変更前														
変更後														
変更前														
変更後														
変更前														
変更後														
変更前														
変更後														
変更前														
変更後														
変更前														
変更後														
変更前														
変更後														
変更前														
変更後														

〔備考〕

- 1 変更前の欄には必要事項を全て記入し、変更後の欄には変更した部分のみ記載すること(未変更の欄は空欄とすること)。
- 2 漁業の方法は、該当するものを記入すること。なお、その他を記入する場合、具体的な漁法を備考欄に記入すること。
- 3 操業海域は、別図の区分(J1～J4、J10)を記入すること。
- 4 申請者証明印には変更後の申請者の印を押印すること。
- 5 1枚で記入できない場合には、適宜追加して記入すること。

様式第四号

廃業届

年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

住所：

氏名（法人にあつては、名称、代表者の役職及び氏名）： ㊟

下記の船舶は、沿岸くろまぐろ漁業に使用することを廃止します。

記

- 1 船名
- 2 漁船登録番号
- 3 船舶総トン数
- 4 承認番号

様式第五号

沿岸くろまぐろ漁業漁獲実績報告書

年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

住所：

氏名（漁協又は法人にあつては、名称、代表者の役職及び氏名）： ㊟

様式第五号の二に記載の者〇〇名の、太平洋広域漁業調整委員会指示に基づく沿岸くろまぐろ漁業における漁獲実績を次のとおり報告します。

承認証再交付申請書

年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

住所：

氏名（法人にあつては、名称、代表者の役職及び氏名）： ㊟

下記の船舶に係る沿岸くろまぐろ漁業の承認証について、再交付を申請します。

記

- 1 船名
- 2 漁船登録番号
- 3 船舶総トン数
- 4 承認番号
- 5 再交付の原因

(別図)

